

令和4年度より、各自主防災組織等が行う取り組みに対する町の支援策を拡充しました。詳しくは、本資料の5～6ページをご覧ください。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に総務課危機対策室（電話：92-4316）までご連絡をお願いします。

自分で守ろう、家族と地域

～自主防災組織 設置のススメ～

いつ発生するかわからない「噴火」・「洪水」・「地震」など、自然災害の発生に備えて、地域のみなさんが自主的に行動し安全を確保する。自主防災組織とは、これら活動の母体となる組織です。

美 瑛 町

（令和4年度改訂版）

1. 自主防災組織とは

地域のみなさんが話し合い、いざという時に地域や近隣の人たちが避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難場所の運営などを行うために、共助の精神に基づき自主的に組織するのが「自主防災組織」です。

お年寄りや体が不自由な方など、一人（家族だけ）では早急に避難することが難しい方々をあらかじめ把握しておき、有事の際に安全に避難してもらうことが最も重要な活動となります。

また、災害のない平常時には、防災教室への参加や訓練の実施、広報活動など有事に備えた活動を行います。

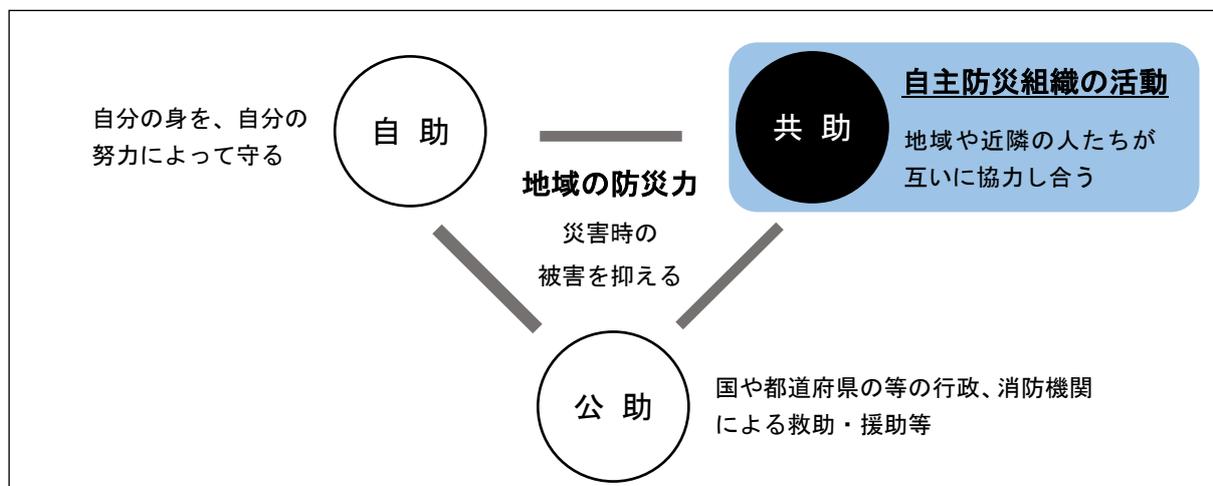


2. 自主防災組織の必要性

大災害が起こった場合、防災関係機関は、被害を最小限にとどめるよう総力をあげて防災活動に取り組みます（公助）。しかし、災害の規模が大きければ大きいほど、道路の寸断、建物の倒壊、断水や電力供給の停止、火災といった被害が同時に多発し、消防や警察などの公的機関による救護活動をすぐに行うことができない状況になることが考えられます。

そのような時、防災関係機関の手が届くまでの間、地域のみなさんが避難・救護・救出・消火などの行動に取り組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力しあうこと（共助）が不可欠な状況となります。

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、家屋倒壊によりおよそ3万5千人の方々が生き埋め状態となってしまいましたが、その内、およそ2万7千人の方々が地域住民の自主的な救助活動により救出されました。



▲地域の防災力

「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができる。

3. 自主防災組織の設置に向けて

(1) 組織の規模

自主防災組織は、地域のみなさんによる自主的な組織です。住民同志の日常的なつながり、平常時の防災活動、災害時の避難行動等を考慮し、行政区または町内会をひとつの単位とすることが適当です（市街地区においては、町内会単位での設置が望ましいと考えます）。



(2) 自主性のある組織とする

各々の行政区（町内会）に住む方々の安全を守ることを第一に考えた組織とすることが大切です。また、他の機関や団体により活動方針を左右されたり、制限を受けることはありません。

(3) 継続的、実践的な組織とする

行政区（町内会）に住む方々の安全を守るため、災害発生時に十分機能する組織であることが求められることから、日常から地域の点検、訓練等に取り組むことが大切です。

4. 自主防災組織の主な活動内容

(1) 平常時の活動

	具体的な活動内容	備考
1. 災害に備えるための活動	●避難が困難な方々を把握 （名簿の作成等）	
2. 災害による被害を防ぐための活動	●地域の危険個所の把握 ●地域の避難路、避難場所の把握 ●防災マップの作成	ハザードマップを再確認してみましょう。
3. 災害時の活動習得	●消火訓練 ●避難訓練 ●防災教室、救命講習などへの積極的な参加	町内会行事に組み込むなど、行事の一環として実施することも可能です。
4. 普及啓発活動・広報紙等の発行	●広報紙の発行 ●防災研修会の開催 ●火気器具の点検・整備の呼びかけ	町内会会報などに防災記事を掲載することも有効です。

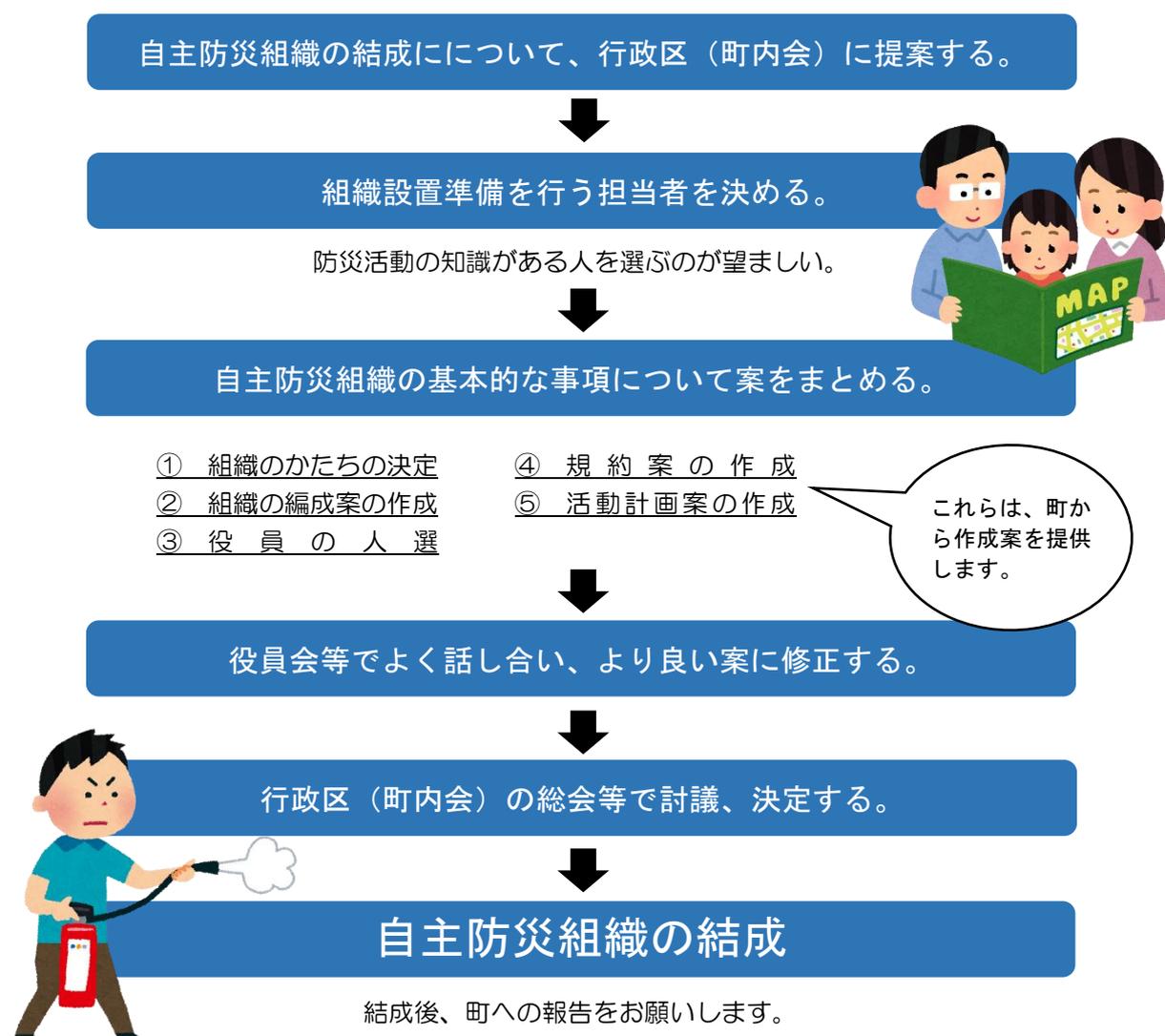
(2) 災害時の活動

	具体的な活動内容
1. 情報収集・伝達活動	●被害情報・救護情報の収集と伝達 ●役場、消防、警察との連絡
2. 初期消火活動	●消火器などによる消火活動
3. 避難誘導活動	●避難が困難な方々を避難所へ誘導
4. 救出救護活動	●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
5. 給食給水活動	●救援物資の受領、分配と炊き出しへの協力

5. 自主防災組織結成の手順

自主防災組織は、地域のみなさんが組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。

一例として、下記に組織の設置について具体的な手順を紹介します。



6. 自主防災組織等の活動に対する「町の応援」

町では、各自主防災組織等が次の活動を実施する場合、補助金を交付します。

(1) 防災研修会・防災訓練実施に対する応援

各自主防災組織等が「防災研修会・防災訓練会等」を主催して実施する場合、講師謝礼（旅費を含む）、事務用品代、弁当・茶菓子代等の経費を補助します。また、講師の選定、派遣依頼や資料の作成（印刷）についても町がお手伝いします。

(2) 地域調査実施に対する応援

各自主防災組織等が地域の危険か所や災害弱者を把握するために「地域調査」を実施する場合、調査員に対する謝礼や事務用品代を補助します。

(3) 防災啓発活動実施に対する応援

各自主防災組織等が「防災に関するチラシ」や「防災マップ」を作成、配付する場合、用紙代、印刷代、郵送料を補助します。

(4) 防災資機材整備等に対する応援

災害時に各自主防災組織が使用する「防災資機材」の購入等に要する費用を補助します。

【防災資機材の例】スコップ、はしご、リヤカー、救急セット、大鍋、カセットコンロ、投光器、ジェットヒーター、発電機など（備蓄食料や燃料など賞味・消費期限があるものは除く）

補助率など(くわしくは、役場総務課までお問い合わせください)

事業	補助対象経費	補助金額等		補助上限額及び回数
		自主防災組織設置団体	自主防災組織未設置団体	
1 防災研修会実施事業	(1) 講師招へいに要する経費（謝金、旅費） (2) 消耗品代（紙、筆記用具代等） (3) 賄費（茶菓子、弁当代）	ア 全額補助。ただし賄費は補助対象経費の2分の1以内	ア 補助対象経費の2分の1以内 イ 補助額の合計が100千円を超えない範囲で複数事業に対する補助が可能	補助上限額 100千円/年 補助回数 補助上限額を超えない範囲で複数回の補助が可能
2 防災訓練実施事業	(1) 講師招へいに要する経費（謝礼・旅費） (2) 消耗品代（紙、筆記用具代等） (3) 賄費（炊き出し訓練に要する食材代）	イ 補助額の合計が100千円を超えない範囲で複数事業に対する補助が可能		
3 地域調査実施事業	(1) 消耗品代（紙、筆記用具代） (2) 調査員謝礼（1,000円以内/1日）			
4 防災啓発活動事業	(1) 消耗品代（紙代等） (2) 啓発資料の印刷に要する経費 (3) 啓発資料の配付に要する経費（郵送料）			
5 防災資機材整備等事業	(1) 防災資機材の購入・更新費用（ただし、備蓄食料や燃料など賞味・消費期限があるものは除く） (2) 防災資機材の修理費用	補助対象経費の3分の2以内	補助しない	補助上限額 【購入・更新費用】 100千円/年 【修理費用】 100千円/年 補助回数 補助上限額を超えない範囲で複数回の補助が可能
防災資機材整備等事業補助対象資機材				
1 救助活動資機材	救助工具（スコップ、つるはし、かけや、バール、番線カッター等）、はしご、担架、リヤカー、手押し運搬車、拡声器、ヘルメット等			
2 救護活動用資機材	救急セット（止血帯、洗浄綿、絆創膏、三角巾、包帯、ガーゼ、ハサミ、ピンセット、救急箱等）			
3 給食・給水用資機材	給水タンク、ポリタンク、大鍋、カセットコンロ（ボンベ含）等			
4 照明・暖房用資機材	投光器、ライト、懐中電灯等			
5 暖房用資機材	ポータブルストーブ、ジェットヒーター、燃料携行缶等			
6 その他	ブルーシート、発電機、コードリール、テント、機材収納庫、その他町長が必要と認めるもの			

7. その他

(1) 自主防災組織結成時に結成交付金をお支払いします！

組織結成の際には、当面の事務費として一律 **3** 万円を交付します（設立した初年度のみ）。

(2) 地域の防災リーダーとして活躍してみませんか？

「防災士」資格取得に要する経費を全額補助します！

防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者で、2日間の研修を受講（札幌市にて）し、資格取得試験に合格した後に認定されます。

防災士研修講座は「災害発生のしくみ」はもちろん、「身近でできる防災対策」「行政の災害対応」等、さまざまな角度から災害、そして防災に関して学ぶことができます。

資格を取得し、自主防災組織のリーダーとして活躍してみませんか？

町では、自主防災組織を設置された地域のリーダーを養成することを目的に、防災士の資格取得に要する受講料と札幌市までの JR 運賃、宿泊費を補助します。

※同年度内において1地区から **2** 人まで、全町で数人への補助となります。

※防災士の資格取得に関しては、防災士研修センターホームページをご覧ください（<http://www.bousaishi.net>）。

【お問い合わせ】 美瑛町役場 総務課危機対策室

電 話：92-4316 FAX：92-4414

メール：soumu@town.biei.hokkaido.jp

自主防災組織の基本的事項

① 組織のかたちの決定

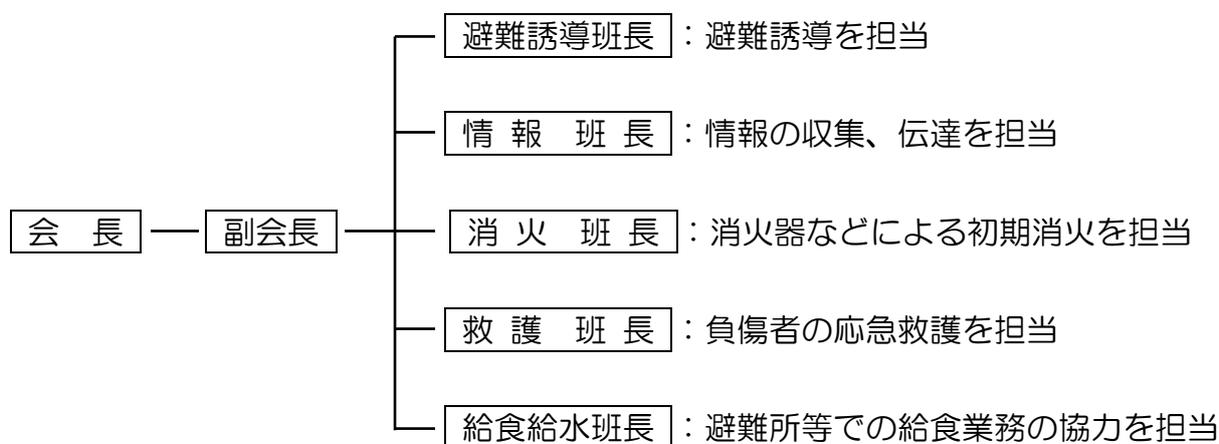
- 行政区や町内会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプが考えられます。
- どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち】

型	説明	役員構成
重複型	行政区(町内会)の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	行政区(町内会)の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	行政区(町内会)の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	行政区(町内会)役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	行政区(町内会)が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

② 組織の編成案の作成

- 自主防災組織の一般的な編成(組織図)と役割は、次のとおりです。



- 地域の実情に応じ、上記以外の班を設置することも十分考えられます。

③ 役員の人選

- 組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の知識がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

④ 規約案の作成

- 自主防災組織が組織として活動するには、規約を定めることが必要です。
- 規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

1 新たに自主防災組織の規約を定める方法

2 既存の行政区（町内会）の規約を改正して対応する方法

- 規約に盛り込むべき項目は次のとおりです。

- 1) 組織の名称・目的
- 2) 事業の内容
- 3) 役員を選任方法・任期
- 4) 会議（総会・役員会）
- 5) 会員

⑤ 活動計画案の作成

- 年間活動計画の案をたてます。防災活動は多岐にわたりますので、できるところから少しずつ取り組みましょう。
- 町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うことも取り組みやすい方法です。

〇〇町内会 自主防災組織 活動計画

1. 行事予定

- 〇月〇日 役員会・総会
- 〇月〇日 防災訓練
- 〇月〇日 地域点検活動
- 〇月〇日 要介助避難者調査

2. その他の活動

- 〇月〇日 防災広報の発行
(町内会報と同時発行)